

答 申 第 7 4 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 12 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 10 月 25 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「県立高等学校における生徒へのいじめ問題について分かる全ての文書・記録。中学時代についてのいじめ問題に事態が遡及拡大しているが、市教育委員会との情報共有、調査範囲（対象）を拡大させたことが分かる全ての記録・文書。」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 11 月 8 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている文書（以下「本件対象公文書」という。）は、三重県いじめ調査委員会の再調査の実施に係る被害者及び保護者との面談記録、知事協議資料である。

4 審査請求の理由

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

個人情報だからとして、本件いじめ重大事案に係る内容の大部分を非開示としたことは、公平・公正・平等であるべき教育（学校教育・教育行政）の基本を否定することであり、事態の改善及び被害の回復再発防止に逆行するもので、違法・不当である。

個人情報が多く記載されていると思うが、いじめという行為について、単に当事者間の問題というだけではなく、地域社会においてこのようないじめ事案を発生させないためにどうしたらいいか、当該いじめ問題について、対策審議会などで論議したことの大部分が非開示とされており、解決に繋がったのかというところが全く判別できない。

過去の中学時代の情報でさえも非開示となっており、問題をうやむやにして解決し得なかった当事者、学校、教育委員会等の失態を隠蔽するための結果になっている。

非開示としたことによって、当事者たちの人権や主張が守られたのか、権利が守られたのか、そういうところも分からない。「個人情報だから非開示とした」だけで済むのかという率直な疑問がある。

もっと説明をすることによって、そういったいじめの問題を社会的に、地域的に共有

して、いじめ問題解決を図ってもらいたい。

社会的な、時代的なあるいは地域的な背景が今回の事案に作用していることが分かれば、地域のコミュニティで共有しながら解決するために、大人たちはどう努力したらいいのかということが明らかになり、いじめ問題の解決に役に立つ。開示することで県民の今後のために公益性があると考ええる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

今回開示した文書は、三重県いじめ調査委員会による再調査の実施に係る被害者及びその保護者との面談記録、知事協議資料である。

本件対象公文書には、個人の氏名及び生年月日といった個人が識別され得る情報のほか、個人の性別、家庭状況、在籍学校名及び部活動名など、当該高等学校の生徒など広い範囲の関係者が知り得る情報により個人が識別され得る情報が含まれる。

また、再調査の申し入れに係る個人が主張する内容が含まれており、これらは個人の人格と密接に関係する情報であり、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。

なかでも、被害者及び保護者が持参したメモについては、直筆のため筆跡により特定の個人が識別されるおそれがあり、識別性のある部分を区分して除くことが困難であると考えられる。

また、再調査の要否に関する県の判断内容及び関係市教育委員会に関する情報が含まれており、これらを開示することで、当事者や関係市教育委員会との信頼関係を損なうとともに、加害者側に情報が知れ渡ることにより、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上のことから、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第6号（事務事業情報）に規定される非開示情報に該当すると判断したため、当該箇所を非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第 7 条第 2 号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(4) 本件非開示情報について

本件対象公文書について、実施機関が非開示とした情報（以下「本件非開示情報」という。）は別表右欄の「開示をしない部分」のとおり多岐にわたるが、その内容により以下のとおり分類することができる。

- ア 氏名、戸籍
- イ 高等学校名、中学校名、被害者家族の続柄、部活動名、被害者と加害者との関係性、被害者家族状況
- ウ 被害者及び保護者が提出した資料
- エ 面談日時に関する実施機関と保護者とのやりとり
- オ 面談概要（説明内容に関する被害者及び保護者の反応、持参した資料の内容、被害者打ち合わせ参加状況、被害者の再調査に関する意向、打ち合わせ進行状況、市の委員会と保護者との状況、関係市教育委員会や高校調査委員会への主張、再調査の目的等に関する説明内容、保護者の要望及びそれに対する応答、今後の対応、次回の面談内容）

- カ 「被害者及び保護者との面談記録について」の発言記録、「高等学校の調査報告書に関する保護者の意見について」の保護者の主張及び再調査に関する実施機関と被害者及び保護者とのやり取り
- キ 再調査の目的等に関する説明並びに被害者及び保護者の反応、関係市教育委員会の今後の方針、関係市教育委員会と保護者とのやりとり、保護者の発言内容
- ク 被害者の意向確認状況、保護者の再調査に関する意向、保護者の主張概要、再調査実施の検討根拠・検討結果、保護者の主張に対する検討結果、関係市教育委員会の現状、被害者の現状
- ケ 調査不足として指摘された内容、県による調査報告書の検討内容、最終判断、再調査のポイント、ガイドライン４項目の該当の有無、判断内容
- コ 完成版との修正箇所が分かる部分

そこで、これらの非開示情報について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、非開示情報該当性を検討する。

(5) 条例第 7 条各号の該当性について

ア 氏名、戸籍

当該情報は、被害者及び保護者の氏名、保護者の戸籍であるため、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得る情報である。したがって、当該情報は条例第 7 条第 2 号に該当する。

また、条例第 7 条第 2 号ただし書のいずれにも該当するとも認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 高等学校名、中学校名、被害者家族の続柄、部活動名、被害者と加害者との関係性、被害者家族状況

当該情報について、実施機関は、当該高等学校の生徒など広い範囲の関係者が知り得る情報により、個人が識別され得る情報が含まれることから、条例第 7 条第 2 号に該当すると主張している。

条例第 7 条第 2 号における個人識別性の判断は、特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断することを原則とする。ただし、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする同号の趣旨や、条例第 3 条において個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮が求められていることからすれば、一般人であれば特定の個人を識別できない場合であったとしても、特別の情報を有する関係者によって特定の個人が識別され、その結果、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の権利利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、特定の情報を有する関係者を基準に判断するのが相当な場合もある。

これを踏まえると、本件対象公文書の中には、いじめ重大事案の当事者にとって機微にわたる情報が記載されており、特別の情報を有する関係者を基準にして個人識別性を

判断することが適当と判断する。

この結果、当該情報については、特別の情報に有する関係者を基準にした場合には、公にすることにより、地域住民や学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号に該当する。

一方、当該情報のうち被害者家族の続柄については、被害者個人の情報を非開示とすることで、地域住民や学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別できないため、条例第7条第2号に該当しない。

また、審査請求人は、いじめの問題解決を図るため、社会的・地域的に共有して、開示することで県民の今後のために公益性があると主張している。

確かにこの点について、社会的要請があることは認めるものの、本件対象公文書には、いじめ重大事案に関し、当事者にとって機微にわたる情報が記載されており、当該情報を公開することによる個人の不利益を上回って開示するまでの公益上の理由は認めがたい。

したがって、当該情報のうち被害者家族の続柄については、条例第7条第2号に該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、それ以外の情報については、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書にも該当すると認めるに足る事情はないため、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 被害者及び保護者が提出した資料

当該情報は、被害者及び保護者が面談時に実施機関へ提出した資料で、被害者及び保護者が持参したメモ、被害者の処方箋・診療情報、要望書、市の委員会の会議の記録、保護者の思いが記載された資料である。

当該情報について、実施機関は、被害者及び保護者が持参した資料であり、被害者及び保護者の主張の一部であるため、これらは個人の人格と密接に関係する情報であることから、開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、被害者及び保護者との信頼関係を損なうことや加害者側に情報が知れ渡ることにより、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、被害者及び保護者が持参したメモについては、直筆のため筆跡により特定の個人が識別されるおそれがあり、識別性のある部分を区分して除くことが困難であるとも主張している。

条例第7条第2号は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を非開示とすると規定している。これは、個人を識別できない情報であっても、個人の人格、私生活と密接に関連し、あるいは、個人の知的創作に関連する情報については、これを公にすることとなれば、個人の人格や財産権を侵害するおそれが生じることもあることから、当該個人のみが情報の流通をコントロールして然るべきであるという趣旨から規定されたものである。

これを本件についてみるに、当該情報のうち、被害者及び保護者が持参したメモ、被害者の処方箋・診療情報、要望書、保護者の思いが記載された資料については、個人の

人格、私生活と密接に関係する情報であるため、条例第7条第2号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」に該当すると認められる。

一方、市の委員会の会議の記録については、所定の様式における標題・日付けなど一般的な記載もあり、それらの情報は、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とは認められず、また、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。さらに、他の非開示情報と容易に区分できるものであるため、条例第7条第2号又は第6号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

したがって、当該情報のうち、所定の様式における標題・日付けなど一般的な記載については、条例第7条第2号又は第6号に該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、それ以外の情報については、条例第7条第2号又は第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断については妥当である。

エ 面談日時に関する実施機関と保護者とのやりとり

当該情報は、別表中欄の「被害者保護者との面談記録について」に記載されている、面談日時に関する実施機関と保護者とのやりとりである。

当該情報について、実施機関は、開示することで、個人の権利利益を害するおそれや、当事者との信頼関係を損ない、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張している。

当該情報には、被害者及び保護者の行動記録が記載されており、個人の人格、私生活と密接に関係する情報であるため、条例第7条第2号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」に該当すると認められる。

したがって、当該情報については、条例第7条第2号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 面談概要（説明内容に関する被害者及び保護者の反応、持参した資料の内容、被害者打ち合わせ参加状況、被害者の再調査に関する意向、打ち合わせ進行状況、市の委員会と保護者との状況、関係市教育委員会や高校調査委員会への主張、再調査の目的等に関する説明内容、保護者の要望及びそれに対する応答、今後の対応、次回の面談内容）

当該情報は、別表中欄の「被害者保護者との面談記録について」に記載されている面談概要の一部である。

当該情報について、実施機関は、開示することで、当事者との信頼関係を損なうおそれがあり、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると主張している。

説明内容に関する被害者及び保護者の反応については、諮問内容や再調査のポイント、再調査の目的や限界、再調査委員会の構成及び人選の説明に対する反応が記載されている。これらの情報について、確かに、当該情報から被害者及び保護者の総括的な意向が分かるが、詳細な説明内容は非開示とされており、記載内容に対する具体的な主張は分からない。したがって、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

持参した資料の内容について、具体的な資料の内容が類推されるような情報については、実施機関の主張するおそれに相当の蓋然性があると認められるが、単に資料の種類を記載した情報については、内容までは類推されないため、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とは認められず、また、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

被害者打ち合わせ参加状況については、被害者が面談に参加している状況が分かるだけであって、当該情報から被害者の主張が類推されるとは考え難く、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とは認められず、また、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

被害者の再調査に関する意向については、実施機関が主張するように、本人の再調査に関する意向は未公表の情報であり、被害者が精神的に不安定な状態であることを踏まえると、当該情報を開示することで再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

打ち合わせ進行状況については、被害者及び保護者の意向が類推される情報ではないため、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

市の委員会と保護者との状況、関係市教育委員会や高校調査委員会への主張については、関係市教育委員会とのやり取りに関する情報が記載されている。本決定時に当該いじめ事案に対する三重県いじめ調査委員会による再調査が調査途中でもあることを踏まえると、当該情報を開示することで、関係市教育委員会との信頼関係を損ない、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。一方、高校調査委員会への主張については、既に開示されている情報であり、また、実施機関も開示すべきであったと説明していることから、当該情報のうち高校調査委員会への主張については開示すべきである。

再調査の目的等に関する説明内容については、確かに、開示することで被害者及び保護者の主張が類推されるものの、その主張というのは再調査に対する一般的な要求であり、特定の要求が分かるものではない。したがって、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

保護者の要望及びそれに対する応答については、保護者の再調査に対する詳細な要望が記載されており、当該情報から、被害者及び保護者が再調査に関してどのような主張をしているのか類推される。本決定時に当該いじめ事案に対する三重県いじめ調査委員会による再調査が調査途中でもあることを踏まえると、当該情報を開示することで実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

今後の対応については、実施機関が面談内容を踏まえてどのような方針で調査を進めていくかを被害者及び保護者に伝えた内容が記載されている。当該情報は、実施機関が行う手続き的な内容であり、被害者及び保護者の意向が類推される情報ではなく、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

今回の面談内容については、今回の面談に関して、いつ頃どのような内容について面談するかを打ち合わせしている内容が記載されている。当該情報のうち日付けについては、保護者と関係市教育委員会との具体的なやりとりに関する情報であり、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性が認められるが、それ以外の情報については、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報のうち、持参した資料の具体的な内容が類推されるような情報、被害者の再調査に関する意向、市の委員会と保護者との状況、関係市教育委員会への主張、保護者の要望及びそれに対する応答、今回の面談の日付けについては、条例第7条第2号又は第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断については妥当であるが、説明内容に関する被害者及び保護者の反応、持参した資料の単に資料の種類を記載した情報、被害者打ち合わせ参加状況、打ち合わせ進行状況、高校調査委員会への主張、再調査の目的等に関する説明内容、今後の対応、今回の面談の日付け以外の情報については、条例第7条第2号又は第6号には該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

カ 「被害者保護者との面談記録について」の発言記録、「高等学校の調査報告書に関する保護者の意見について」の保護者の主張及び再調査に関する実施機関と被害者及び保護者とのやり取り

当該情報は、別表中欄の「被害者及び保護者との面談記録について」及び「高等学校の調査報告書に関する保護者の意見について」に記載されている、面談時の被害者及び保護者や実施機関の職員の再調査の申し入れに係る発言内容である。

当該情報について、実施機関は、被害者及び保護者との相談内容であり、再調査の申し入れに係る個人の主張する内容が含まれており、これらは個人の人格と密接に関係する情報であることから、開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、被害者及び保護者との信頼関係を損なうことや加害者側に情報が知れ渡ることにより、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、面談時における被害者及び保護者の発言内容が類推される実施機関の職員の発言記録については、被害者及び保護者の発言記録と同様に非開示としたと主張している。

当審査会において見分したところ、被害者及び保護者の発言記録については、被害者及び保護者が発言した具体的な内容が記録されており、これらの情報は個人の人格と密接に関係する情報であることから、開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本決定時に当該いじめ事案に対する三重県いじめ調査委員会による再調査が調査途中でもあることを踏まえると、当該情報を開示することで実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

被害者及び保護者の発言内容が類推される実施機関の職員の発言記録については、開示することで被害者及び保護者の発言内容が類推される情報であることが確認できたため、被害者及び保護者の発言内容と同様に個人の権利利益を害するおそれや業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、当該情報のうち、三重県いじめ調査委員会の出席確認に関する記載や、被害者及び保護者の再調査の申し入れに係る主張が類推されない発言項目については、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報のうち、面談時に再調査の申し入れに関して被害者及び保護者が発言した具体的な内容及びそれらの情報が類推される実施機関の職員の発言については、条例第7条第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、三重県いじめ調査委員会の出席確認に関する記載や、被害者及び保護者の再調査の申し入れに係る主張が類推されない発言項目については、条例第7条第2号又は第6号に該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

キ 再調査の目的等に関する説明並びに被害者及び保護者の反応、関係市教育委員会の今後の方針、関係市教育委員会と保護者とのやりとり、保護者の発言内容

当該情報は、知事協議資料である別表中欄の「いじめ重大事態に係る三重県いじめ調査委員会の開催について」に記載されている、再調査の目的等に関する被害者及び保護者とのやりとりや関係市教育委員会に関する情報等である。

当該情報について、実施機関は、当事者との相談内容であり、再調査の申し入れに係る個人が主張する内容が含まれており、これらは個人の人格と密接に関係する情報であることから、開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、当事者との信頼関係を損なうことや加害者側に情報が知れ渡ることにより、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、関係市教育委員会の今後の方針については、関係市教育委員会が公表していない情報であるため、開示することで、関係市教育委員会との信頼関係を損ない、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

再調査の目的等に関する説明並びに被害者及び保護者の反応については、確かに、開示することで被害者及び保護者の主張が類推されるものの、その主張というのは、再調査に対する一般的な要求であり、本事案における特定の要求が分かるものではないため、開示することにより信頼関係を損なうような具体的なものとは言い難く再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。また、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められない。

関係市教育委員会の今後の方針については、市の委員会における検証状況について記載されている。当該情報のうち、検証内容や検証後の対応などは、市の委員会においてどういった内容が検証され、結果を誰に報告するか等の情報であるため、実施機関が主張するように、関係市教育委員会が非公表にしている情報であることを踏まえると、開示することで実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。一方、当該情報のうち、検証内容や検証後の対応以外の情報については、市の委員会が開催された事実等の情報であり、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。関係市教育委員会と保護者とのやりとりや保護者の発言内容については、関係市教育委員会の考え方やそれに対する保護者の意向が記載されてい

るが、当該情報は他の開示された情報により類推できる程度の情報であるため、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報のうち、検証内容や検証後の対応については条例第7条第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断については妥当であるが、それ以外の情報については、条例第7条第2号又は第6号には該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ク 被害者の意向確認状況、保護者の再調査に関する意向、保護者の主張概要、再調査実施の検討根拠・検討結果、保護者の主張に対する検討結果、関係市教育委員会の現状、被害者の現状

当該情報は、知事協議資料である別表中欄の「いじめ重大事態に係る三重県いじめ調査委員会による再調査について」に記載されている、被害者の意向確認状況、保護者の再調査に関する意向、保護者の主張概要、再調査の必要性についての情報である。

当該情報について、実施機関は、再調査の申し入れに係る個人が主張する内容が含まれており、これらは個人の人格と密接に関係する情報であることから、開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、当事者との信頼関係を損なうことにより、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

被害者の意向確認状況については、文書作成時における被害者の意向の確認の有無が記載されている。実施機関が主張するように、本人の再調査に関する意向は未公表の情報ではあるが、当該情報は意向の確認の有無であり、当該情報から意向の内容は類推されないことから、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められず、また、再調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。

保護者の再調査に関する意向については、面談当時における保護者の再調査実施に対する意向が記載されているが、既に保護者からの申し入れにより再調査が行われていることを踏まえると、保護者の当時の意向が開示されたとしても、実施機関の主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低い。また、個人の人格、私生活と密接に関係する情報とまでは認められない。

保護者の主張概要については、保護者がどの部分について再調査を望むのかなど再調査に係る詳細な要望が記載されており、本決定時に当該いじめ事案に対する三重県いじめ調査委員会による再調査が調査途中でもあることを踏まえると、当該情報を開示することで実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

再調査実施の検討根拠・検討結果について、既に検討根拠については開示されているため、実施機関の主張するおそれは認められない。検討結果については、再調査検討段階の未熟な情報であり、開示することで、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

保護者の主張に対する検討結果及び関係市教育委員会の現状については、検討結果と同様に再調査検討段階の未熟な情報であり、開示することで、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

被害者の現状については、被害者の高等学校卒業後の詳細な状況が記載されており、当該情報は、個人の私生活と密接に関係する情報であることから、開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報のうち、保護者の主張概要、再調査実施の検討結果、保護者の主張に対する検討結果、関係市教育委員会の現状、被害者の現状については、条例第7条第2号又は第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断については妥当であるが、被害者の意向確認状況、保護者の再調査に関する意向、再調査実施の検討根拠については、条例第7条第2号又は第6号には該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ケ 調査不足として指摘された内容、県による調査報告書の検討内容、最終判断、再調査のポイント、ガイドライン4項目の該当の有無、判断内容

当該情報は、知事協議資料や面談の追加資料である別表中欄の「別紙 再調査のポイントについて」、「別紙1 再調査のポイントについて」、「検討内容について」、「別表「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の長等による再調査実施の判断について」に記載されている情報である。

当該情報について、実施機関は、開示することで、被害者及び保護者との信頼関係を損なうとともに、加害者側に知れ渡ることにより、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

当審査会において見分したところ、当該情報には、いじめの事実関係について調査不足として保護者から指摘された内容、当該指摘に対して検討した内容、再調査実施の最終判断、再調査を実施する際の方針に関する情報等が記載されている。

調査不足として指摘された内容、県による調査報告書の検討内容、再調査のポイント、判断内容については、被害者及び保護者の詳細な主張が類推されることや、本決定時に当該いじめ事案に対する三重県いじめ調査委員会による再調査が調査途中でもあることを踏まえると、当該情報を開示することで、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

最終判断、ガイドライン4項目の該当の有無については、上記クの検討結果と同様に、再調査検討段階の未熟な情報であり、当該情報を開示することで、実施機関が主張する業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

したがって、当該情報については、条例第7条第6号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

コ 完成版との修正箇所が分かる部分

当該情報は、面談時に実施機関が用意した、別表中欄の「別紙2 三重県いじめ調査委員会への諮問書案」に記載されている情報である。

当該情報について、実施機関は、既に開示している修正後の文書と比較すると、被害者及び保護者の主張により修正された部分が類推されるため、開示することで、被害者及び保護者との信頼関係を損なうことにより、再調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

確かに、当該情報を開示することで、被害者及び保護者の主張によって修正された部分を類推されるおそれは否定できない。

しかしながら、当審査会において見分したところ、当該情報からは、文言や事態の経緯を追記・修正したことが分かるものの、再調査に関する詳細な意向を示すものではないため、実施機関の主張するおそれが生じる蓋然性は低い。

したがって、当該情報は、条例第7条第6号に該当するとは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別表

対象公文書	細文書名	開示をしない部分
知事協議資料 (令和4年10月13日)	いじめ重大事態に係る三重県いじめ調査委員会の開催について	高等学校名、中学校名、再調査の目的等に関する説明、説明内容に関する被害者及び保護者の反応、関係市教育委員会の今後の方針、関係市教育委員会と保護者とのやりとり、保護者の発言内容
	別紙 再調査のポイントについて	調査不足として指摘された内容、県による調査報告書の検討内容、再調査のポイント
面談記録 (令和4年10月3日)	被害者保護者との面談記録について	高等学校名、被害者家族の続柄、面談概要(説明内容に関する被害者及び保護者の反応、持参した資料の内容)、発言記録(第1回調査委員会の出席に関するやり取り、委員会開催等の公表に関する被害者及び保護者の意向、諮問内容について、その他被害者及び保護者からの確認事項)
	別紙1 再調査のポイントについて	調査不足として指摘された内容、県による調査報告書の検討内容、最終判断、再調査のポイント
	別紙2 三重県いじめ調査委員会への諮問書案	完成版との修正箇所が分かる部分

	被害者及び保護者が持参したメモ	資料全て
	被害者の処方箋	資料全て
面談記録 (令和4年9月5日)	被害者保護者との面談記録について	高等学校名、被害者家族の続柄、被害者氏名、面談概要(被害者打ち合わせ参加状況、被害者の再調査に関する意向、説明内容に関する被害者及び保護者の反応、打ち合わせ進行状況)、発言記録
	被害者及び保護者が持参したメモ	資料全て
	要望書	資料全て
	市の委員会の会議の記録	資料全て
	被害者の診療情報	資料全て
	戸籍	資料全て
	保護者の思いが記載された資料	資料全て
面談記録 (令和4年8月17日)	被害者保護者との面談記録について	高等学校名、被害者家族の続柄、面談日時に関する実施機関と保護者とのやりとり、面談概要(市の委員会と保護者との状況、説明内容に関する被害者及び保護者の反応、持参した資料の内容、関係市教育委員会や高校調査委員会への主張)、発言記録
面談記録 (令和4年7月28日)	被害者保護者との面談記録について	高等学校名、被害者家族の続柄、面談日時に関する実施機関と保護者とのやりとり、面談概要(再調査の目的等に関する説明内容、保護者の要望及びそれに対する応答、今後の対応、次回の面談内容)、発言記録
	検討内容について	調査不足として指摘された内容、県による調査報告書の検討内容
知事協議資料 (令和4年7月4日)	いじめ重大事態に係る三重県いじめ調査委員会による再調査について	高等学校名、被害者家族状況、中学校名、部活動名、被害者と加害者との関係性、被害者家族の続柄、被害者の意向確認状況、保護者の再調査に関する意向、保護者の主張概要、再調査実施

		の検討根拠・検討結果、保護者の主張に対する検討結果、関係市教育委員会の現状、被害者の現状
	別表 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の長等による再調査実施の判断について	ガイドライン4項目の該当の有無、調査不足として指摘された内容、判断内容
面談記録 (令和4年3月10日)	高等学校の調査報告書に関する保護者の意見について	高等学校名、保護者氏名、被害者家族の続柄、中学校名、保護者の主張、再調査に関する実施機関と被害者及び保護者とのやり取り
	被害者及び保護者が持参したメモ	資料全て
	保護者の思いが記載された資料	資料全て
面談記録 (令和4年3月7日)	高等学校の調査報告書に関する保護者の意見について	高等学校名、保護者氏名、被害者家族の続柄、保護者の主張、中学校名、再調査に関する実施機関と被害者及び保護者とのやり取り
	被害者及び保護者が持参したメモ	資料全て
面談記録 (令和4年3月2日)	高等学校の調査報告書に関する保護者の意見について	高等学校名、保護者氏名、被害者家族の続柄、保護者の主張、再調査に関する実施機関と被害者及び保護者とのやり取り

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 1 . 1 8	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 5 . 2 . 2 1	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 5 . 4 . 2 0	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 5 年度第 1 回第 1 部会)
R 5 . 5 . 1 8	・ 審議 (令和 5 年度第 2 回第 1 部会)
R 5 . 7 . 1 2	・ 審議 (令和 5 年度第 3 回第 1 部会)
R 5 . 8 . 8	・ 審議 (令和 5 年度第 4 回第 1 部会)
R 5 . 9 . 1 4	・ 審議 (令和 5 年度第 5 回第 1 部会)
R 5 . 1 0 . 1 0	・ 審議 (令和 5 年度第 6 回第 1 部会)
R 5 . 1 1 . 1 4	・ 審議 (令和 5 年度第 7 回第 1 部会)
R 5 . 1 2 . 1 2	・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 8 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
※委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部講師
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。